



筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年9月28日

広島法務局

筆界特定登記官

記



筆界特定手續の表示

手續番号	令和7年第23号
対象土地	尾道市向島町字名郷丸365番3
	尾道市向島町字名郷丸365番2
手續番号	令和7年第24号
対象土地	尾道市向島町字名郷丸365番3
	尾道市向島町字名郷丸365番5
手續番号	令和7年第25号
対象土地	尾道市向島町字名郷丸365番4
	尾道市向島町字名郷丸365番5